

官報 号外

平成二十八年三月三十一日

○第九十回 参議院會議録第十七号

平成二十八年三月三十一日(木曜日)

午後四時十一分開議

○議事日程 第十七号

平成二十八年三月三十一日

午後四時開議

第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

一、平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議)

平成二十八年三月三十一日 参議院會議録第十七号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
開発機構法の一部を改正する法律案

一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

日程第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長長沢広明君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長沢広明君登壇、拍手〕

○長沢広明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震防災対策の強化を図るために制定された地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで

で五年間延長する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

〔拍手〕

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長小見山幸治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小見山幸治君登壇、拍手〕

○小見山幸治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、同機構が行う国連気候変動枠組条約の京都議定書に基づき参加する排出量取引等の業務に係る関係規定を削除する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、機構によるクレジット取得業務に対する評価と今後の取組、バリ協定を踏まえた地球温暖化対策の在り方と原子力発電の位置付け、我が国のエネルギー・環境技術の開発促進とグローバル展開の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百三十七
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

○神本美恵子君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府は、財源を確

保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、幼児期の教育・保育の重要性、子育て支援における企業の役割、事業所内保育所に対する行政の支援及び関与の在り方、保育士の処遇改善の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より、政府は、保育士の処遇の改善に係る措置として、その給与の水準が国の常勤の職員である保育士の給与の水準に達しない保育士に係るその格差の是正のための措置を講ずることを明記すること及び政府は、公的機関が保有する土地、建物等の活用を図るための措置等を講ずるものとする内容を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百二十三
反対 十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子洋一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔金子洋一君登壇、拍手〕

○金子洋一君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、踏切道における交通事故の防止及び交通の円滑化を図るとともに、道路管理をより適切なものとするため、引き続き平成二十八年年度以降の五か年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、鉄道事業者及び

道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができるとするほか、道路協力団体制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の意義、踏切事故の防止に向けた取組、踏切道の改良に係る地域関係者の合意形成、道路協力団体制度の運用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君)

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長佐藤正久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤正久君登壇、拍手〕

○佐藤正久君 たいま議題となりました在日米軍駐留経費負担に係る特別協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の特別協定の有効期間が本年三月三十一日までとなっていることに鑑み、我が国の二〇一六年から二〇二〇年までの会計年度において、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払に要する経費、及び我が国の要請に基づき、在日米軍が訓練を移転する場合の追加的に必要となる経費を、引き続き、我が国が負担することを規定するとともに、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在日米軍従業員の安定的雇用の確保と我が国労働法制の適用、日米の経

済財政状況の変化を踏まえた駐留経費負担の在り方、接受国支援の諸外国との比較、我が国の駐留経費負担に対する米国の認識と評価、労務費負担に対する政府の認識、在日米軍駐留の意義等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対、各派に属しない議員の糸数委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十八
賛成	二百二十三
反対	十五

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、平成二十八年における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長大久保勉君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 たいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成二十八年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであります。

次に、政府提出の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を延長する等の措置を講ず

るとともに、平成二十八年度から平成三十二年までの間の各年度における公債発行の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、一つの法律案で復興財源確保法と特例公債法の改正を行う問題点、複数年度にわたる特例公債の発行を規定することの是非、プライマリーバランス黒字化目標の達成に向けた道筋等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して磯崎哲史委員より、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度特例公債法案に賛成、政府提出の復興財源確保法及び特例公債法改正案に反対、日本共産党を代表して小池晃委員より、政府案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、大久保勉君外七名発議の平成二十八年度特例公債法案は賛成少数により否決すべきものとし、政府提出の復興財源確保法及び特例公債法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、復興財源確保法及び特例公債法改正案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 両案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 民進党・新緑風会の白眞勲でございます。私は、会派を代表し、たいま議題となりました民進党及び生活の党が共同で提出した平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案

に賛成の立場から、また、政府提出の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、復興債についてですが、我々は、被災者に寄り添って震災復興、被災地再生をやり遂げるという立場から、発行期間を五年間延長し、復興財源確保を確かなものとしていくことには賛成の立場であることをはっきり申し上げておきます。

しかし、安倍政権は、震災復興財源確保と毎年の財政赤字を補填するための赤字国債の話を一緒くたにして法案を出してきました。これは本当に問題であります。去年の安保法制の審議でも十一本の法律を一つにまとめて出したりして、この悪い癖、早く直した方がいいですよ。こうした安倍政権のよこしまでこそくなやり方に、まず強く、強く抗議をするものであります。

この震災の關係においても、放射線量の見通し、住民の帰還の意向、産業ビジョンなど様々な課題が山積しており、その費用に見合った財源の確保に議論が必要であります。さらには、高速道路の復旧工事において談合した疑いが明らかになるなど、様々な課題も山積しております。

しかし、それをほとんど議論もしないような法律の出し方は、口では被災者に寄り添うと言っておきながら、実際には被災者をなげろにしているのではないかと、そういうふうには言いようがありません。これが安倍政権の方針なのでしょう。政府には猛省を促すものであります。

さて、特例公債の発行期間を五年間可能にするとのことについてですが、それについては我々は断固反対であるということを明確に申し上げてお

きます。

政府側は、本法案について、民主党政権末期に、二〇一二年から二〇一五年度まで四年間特例公債発行を容認する法律を成立させたことと同じという説明をしました。しかし、そのときと現在とは全く状況が異なります。二〇一二年当時、政権側が特例公債発行を容認する期限のところまでの財政再建に向けた具体的なプランを示し、なおかつ三党合意という安定的な枠組みの下でそのプランが担保されていきました。したがって、財政再建に向けた歩みがこの三年間着実に進むという前提の中でそうした対応を進めました。

しかし、この度の法案は、単に特例公債を五年間発行可能とするというだけであり、財政健全化に向け責任あるプランは全く示されておられません。昨年六月の経済財政運営と改革の基本方針二〇一五の中で、一応経済・財政計画なるものが示されましたが、それは非常に甘い前提に基づいたものにすぎません。

何が甘いのか。民主党政権下の二〇一二年八月の中長期試算では、今言うベースラインケースを基本としていました。それは、国民生活を左右する経済財政運営の見通しは堅く見積もることが適当であるという考えからであり、国家経営上、当然の態度であったと思います。

一方、安倍政権は、経済再生ケースを基本にしています。経済再生の実績を出しているなら変更することにも納得がいきます。しかし、これまでの安倍政権の経済財政運営の実績はほぼベースラインケースどおりありませんか。実質経済成長率については、日本再興戦略で十年間の平均を二％程度にすることを掲げていました。でも、現実とはとうとう、二〇一二年十一月から二〇一五年十一月の十二ヶ月において、年平均でたった

〇・六％しか成長していないじゃありませんか。

安倍総理は、アベノミクスにより税収が大幅に増え、新規国債発行額が税収を上回るという異常な状態を解消することができた、さも財政健全化が進んでいるかのような国会答弁を繰り返しています。でも、二〇一二年八月の中長期試算でも、二〇一四年度には歳出と税収等との差額を税収が完全に上回る姿が示されていきましたし、事実そうになりました。リーマン・ショックから徐々に回復していけば、税収が新規国債発行額を上回る状態になることは前から予想されていたことなのです。

結局、安倍政権の実績とベースラインケースとが大きく異なるのは物価上昇率と名目長期金利だけであり、それにより、試算よりも歳出が伸びずけに助かっているというのが現実の姿なのです。それも、日本銀行による異次元緩和、国債の爆買いの結果にすぎません。その異次元緩和ももう限界にきていることもはっきりしています。つまり、安倍政権は、実績をはるかに上回らずさんな計画に基づいてだけでなく、異次元緩和の限界というリスクを無視して財政健全化の議論を行っているのです。そろそろアベノミクスは失敗したとお認めになつたらいかげんしょうか。本日に、国家国民のことを考えず、政局ばかりに目が向いている総理には愕然といたします。

麻生大臣と同じ派閥の大先輩で、なおかつ大臣が初当選したときの総理大臣であった大平大臣が、昭和五十一年当時、この特例公債の発行について毎年議論することの必要性について、このように答弁されています。私もといたしましては、毎年毎年、こういう特例公債議論というものは、真剣な国会の論議を経て、そして緊張した財政運営に資するということが政府の在り方とし

て正しいのではないかと考えております。まさに真つ当な考え方だと思いますが、ちょうど四十年後に、まさか自分の後輩が、毎年毎年どころか何と五年まとめて出してくるなんて、誰が想像したのでありましようか。

さらに、今年の参議院選挙を前にして消費税引上げ再延期を言い出しましたが、安倍総理の責任感の欠如には驚き、あきれられるばかりであります。思い出してください。二〇一四年十一月に、安倍総理はこう語っています。平成二十九年四月から確実に消費税を引き上げることといたします。今回のような景気判断による延期を可能とする景気判断条項は削除いたします。本当にあと三年で景気が良くなるのか、それをやり抜くのが私たちの使命であり私たちの経済政策でありますとどや顔で語り、さらに、再び延期はしないと断言する語つたのではないのでしょうか。経済状況次第で増税延期に道を開く景気条項を消費増税法から削除するように命じたのもその決意の表れだったんじゃないのでしょうか。衆議院総選挙まで行ったのは一体何だったのでしょうか。

アベノミクスはうまくいっているが、世界経済が停滞しているので消費税引上げを再延期せざるを得ないなどといったへ理屈はもう通りません。アメリカの実質経済成長率はプラス、ヨーロッパもプラス、中国も緩やかに減速しているもののプラスであり、主要国でマイナス成長を直近で記録しているのは日本だけなんです。中国の経済が落ちるのは織り込み済みです。むしろ、日本経済の低迷が意外だったという意見もあるくらいです。人のせいにしてないでほしい。消費税引上げを再延期するなら、そろそろアベノミクスの失敗も認め、国民に謝罪すると同時に、内閣は総辞職するべきであります。

安倍総理は、もう一つ罪深い所業を行つています。三党合意という財政健全化に向けた安定的な枠組みを破壊したことです。

自民党政権は、バブル崩壊後、景気対策を名目に建設国債を乱発し、不要不急の公共事業を大規模に行つてきました。加えて、少子高齢化で財政状況が苦しくなることが明らかであつたにもかかわらず、国民に不人気な歳出削減、増税を先送りし、赤字国債という禁じ手を使い続けてきました。その結果、昨今は、もはや赤字国債の発行なくして国家経営が不可能な経済財政状況に陥つてしまつたのです。そうした過去のみ込み、次世代、将来世代にツケを回すことはできないという一心で三党が歩み寄つてきた枠組みを、安倍政権は党利党略でいとも簡単に破壊したのです。

さらに、新年度予算が二十九日に成立しましたが、既に翌日には、新たな経済政策という報道が出ています。何ですか、これつて。二か月間、国会で熱心に予算審議してやつと成立した途端、翌日にはもつと必要だと声が上がります。つまり、来年度予算はこれでもやりましょうと国会が判断した翌日には、政府内で既に景気対策を十兆円規模で一度にどかんとやればいいとの案が出ているとの報道です。国会をばかにしていませんか。

そもそもこの金、どこにあるのですか。まさか赤字国債出すわけじゃないでしょうね。ちょうど外では桜が満開、花咲かじいさんの犬、ここ掘れワンワンみたいに、穴を掘つたらお金が出てくるのでしょうか。お札を刷る機械を持つている日銀に頼んでお金を刷らせるんじゃないのでしょうか。

借金をすることだけ先に決めてしまふ、そして、何か言われると、民主党政権ではと人のせいにする。大体、さんざ散らかし放題散らかしたのは過去

去の自民党政権じゃなかったのでしょうか。それをこちらは一生懸命処理していったんですよ。消えた年金なんかそうじゃありませんか。この民主党に対して、ちゃんと片付けていないと批判しているようなものですよ。こんな無責任な安倍政権にはくみできるわけがありません。

我々民進党は、未来への責任を果たす政治を実現するため、国民無視で政局しか頭になく安倍総理の退陣に向け、参議院選挙に勝利することを国民の皆様にお約束して、私の討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

六十九

反対

百六十九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(山崎正昭君) 次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

百五十三

反対

八十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山本博司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本博司君登壇、拍手〕

○山本博司君 たいま議題となりました放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本件は、日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めものであるため、

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入が七千六百億円、事業支出が六千九百三十六億円で、事業収支差金は八十億円となっております。

また、事業計画においては、三か年経営計画の二年目として、公共放送の原点を堅持し、公平公正で正確、迅速な報道、国際社会の日本への理解の促進、4K、8K等の推進、受信料の支払率の向上等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、収支予算等についてはおおむね妥当なもの認められるとしながら、子会社を含むグループ全体としての改革に取り組むこと、国民・視聴者への説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付けられております。

委員会におきましては、関連団体の不祥事と再発防止策、受信料の公平な負担の実現、放送の不偏不党及び自律の確保、インターネット活用業務の現状と課題、放送センター建て替えの検討状況等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して石上俊雄理事、日本共産党を代表して吉良よし子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されておりまして、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。難波獎二君

〔難波獎二君登壇、拍手〕

○難波獎二君 民進党・新緑風会の難波獎二でございます。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりまして平成二十八年度NHK予算案に対し、反対の立場から討論を行います。

冒頭、放送法に対する政府の姿勢について、一言申し述べておきます。

高市総務大臣は過日の衆議院予算委員会で、放送事業者が極端なことをして行政指導をしても全く改善しない場合、何の対応もしないとは約束できない、違反した場合の罰則規定も用意されていることで実効性を担保すると考えていると述べ、テレビ局の放送を止める停波の可能性に言及しました。

政府が政治的公平を判断基準として放送事業に介入できるとしている姿勢や、これまでよりも大臣の権限を前面に押し出していることは、放送法第一条における放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図るという目的を逸脱するものと考えます。

日本においては、放送局の免許の許認可権限は総務省が持ち、放送法や電波法の所管もまた総務省にあります。そうであるからこそ、放送法の運用は抑制的に行うべきであり、放送番組の編集は放送事業者が自律的に行うべきものでなければなりません。

そもそも、放送法は、戦時中に放送が国策宣伝機関化した反省を踏まえ、放送局は政府とは独立した情報を国民・視聴者に提供しなければならぬという思想の下に制定されたものです。それゆえ、放送法第一条において、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することを規定しているのです。

放送法により設立されたNHKは、国が直接管理経営を行う国営放送ではなく、公共の福祉のために放送を行う公共放送であるとの認識を強く求めます。

さて、平成二十六年一月二十五日にNHK会長として初井現会長が就任されてから二年が経過いたしました。就任当初からその資質に疑問符が付く言動を繰り返してきた初井会長の下で、NHKの混迷が続いています。

昨年は、会長のハイヤーの私的利用の問題、報道番組「クローズアップ現代」において事実に基づかない報道が行われたことなどが発覚いたしました。このような状況もあり、初井会長の就任以来、平成二十六年度及び平成二十七年年度のNHK予算は全会一致とはなりません。

にもかかわらず、昨年から本年にかけて、またも信頼を揺るがすような事案が続発しております。昨年十二月に、NHKの子会社である株式会社NHKアイテックの職員による架空業務発注及び約二億円に上る多額の着服が発覚いたしました。子会社における不祥事は今に始まったことではなく、平成二十六年三月には、株式会社NHKビジネスクリエイトにおける架空売上げ計上事件、株式会社NHK出版における架空外注費計上事件が相次いで報じられました。こうしたことから、平成二十六年三月には会長

直属の機関であるNHK関連団体ガバナンス調査委員会が設置され、五千六百万円にも及ぶ多額の費用を掛けて調査が行われました。しかし、結果として調査委員会ではNHKアイテックにおける不正を見付けることができませんでした。

また、驚くべきことに、このガバナンス調査委員会のほかに、別の監査法人にもほぼ同時期に調査団体の不正について四千九百五十万円で調査依頼が行われていたことが今国会で新たに明らかになりました。

合計約一億円の費用は、会長のポケットマネーから支出されたわけではありません。NHKの経営は国民・視聴者の負担する受信料で成り立っており、調査費用も受信料から支出されていることから、結果として一億円の受信料が無駄になったと言えるのです。

NHKは、アイテック不正事案を受けて、NHKグループ経営改革の方針や構造的な原因究明と再発防止策を次々と発表していますが、その内容たるや、なれ合いを排除したグループ各社の規律ある経営の確立、コンプライアンス、不正防止策の徹底など、至極当たり前のことが並んでいるばかりです。

NHKグループにおいては、これまでの不祥事の反省を踏まえ、数次の改革や制度改正を行いつつ、コンプライアンスの徹底に努めてきたはずであります。また、子会社に関しては、平成十三年の特殊法人等整理合理化計画以降、その在り方の見直しは十分認識されてきたはずであります。にもかかわらず、会長は、一年後になって明るみに出た四千九百五十万円の内部監査について、役に立っていないことはないなどと答弁しているのです。さらに、平成二十七年十二月に、株式会社NHK

Kビジネスクリエイトが東京渋谷のNHK放送センター近隣に所在する土地の取得に対し、経営委員会に諮らずに優先交渉権を得た後、土地取得を撤回するという事案が発生しました。土地取得に際し優先交渉権を得るためにNHK側が提示した金額は三百五十億円とされ、相場に比べて非常に高い金額となっております。購入資金は元をたせば国民・視聴者の負担する受信料であり、こゝまで高額な資産取得にもかかわらず、価格の精査を含めた検討が不十分であったことは明白であります。

この土地取得計画は、理事会や経営委員会における議論の後、撤回されましたが、そのプロセスも非常に不透明です。土地取得に関する審査が行われた十二月八日の理事会会議録には非常に短いやり取りしか掲載されておりません。

続いて開催された経営委員会は、不動産取引に関わる交渉中の事案であること等を理由に議論の内容は非公開とされています。何より、最終的に土地取得計画の撤回が決定されたのは非公式な役員連絡会の場であり、その議論の状況は公表されていません。検討状況が不透明なままの状態では、国民・視聴者の信頼を得ることができません。

ここまで申し述べましたことを鑑みるに、現在のNHK執行部には、国民から受信料を受け取り、公共放送を運営しているという自覚や責任感が欠如していると言わざるを得ません。実際の国会での質疑においても既に公表された事実をなぞるのみで、国民に対する説明責任を放棄したとしか思えないような対応であります。本日の総務委員会に至っても、初井会長から国民と国会を愚弄するかなような不規則発言が飛び出したことは遺憾の極みです。

本来こういう事態を立て直すべき執行部自らが不祥事を引き起こし、十分な説明を行わず、それを監督、是正する立場にあるはずの経営委員会、監査委員会による歯止めも掛かっていません。

特に、平成二十年四月にはNHKのガバナンス強化を盛り込んだ改正放送法が施行され、経営委員会の権限がより一層明確化されたにもかかわらず、国会での全会一致の承認が三年連続で崩れてしまったことは、経営委員会の在り方にも問題があることを指摘しておきます。

このような状況にあつても、NHKの優れた放送番組は世界でも第一級の水準にあります。いまだ誰も見ることでできなかったダイオウイカの雄姿を世界で初めて捉えたのはNHKのクルーでした。この奇跡とも言える成果は十年にも及ぶ取材のたまものであり、世界中から絶賛を受けました。質の高い番組作りは現場の職員の真面目でひたむきな努力のたまものであり、その高い職業意識を支えているのは放送法の理念にほかならないでしょう。現場の職員には、政府や執行部の姿勢に左右されることなく、誇りを持って職務に励んでほしいと思います。

全視聴者から受信料を徴収するNHKは不偏不党でなければなりません。NHK執行部が行うことは国民や視聴者への説明責任を果たすことであり、自己改革はもはや待ったなしなのであります。

我々政治家もまた、生物界最大と言われるダイオウイカのごとき大きな目を持って政治に臨まなければならぬことは言うまでもありません。来年こそ国民の理解と納得が得られるNHK予算となりますことを願って、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 吉良よし子君。

(吉良よし子君登壇、拍手)

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、NHK二〇一六年度予算の承認に反対する討論を行います。

現在のNHKは、視聴者・国民からの信頼を全く得られていません。

二年前に就任した梶井会長は、公共放送の会長としてふさわしくない発言を繰り返してきました。慰安婦問題、秘密保護法などをめぐって、政府が右と言うものを左と言うわけにはいかない、政府のスタンスがよく見えない、今放送するのが本当に妥当かを慎重に考えなければなどの発言をして、放送法に対する著しい不理解ぶりを露呈しました。会長は弁明を繰り返していますが、視聴者・国民の不信感は強まるばかりです。

こうした梶井会長の下で不祥事が相次いでいることも指摘しなくてはなりません。

中でも、子会社で起きた架空発注による着服の事案は、NHK本体にも子会社にも監査体制がありながら見逃されるという、NHKグループ全体の構造的な問題が浮き彫りになった事案でした。

そもそも、NHKが関連団体に営利活動を行わせて配当を得る一方で、非営利のNHKが営利団体である子会社や関連団体の監督を行うという矛盾があります。この矛盾こそ繰り返される不祥事の背景にあると、会長自身が立ち上げたNHK関連団体ガバナンス調査委員会が調査の中で指摘しています。

梶井会長は、具体的に実行あるのみと、組織改編先ありきの姿勢を取っていますが、繰り返される不祥事の根本に何があるのか、非営利であるNHKが関連団体、子会社とどう関わるべきか、その矛盾について徹底的に検証し、視聴者・国民に

説明責任を果たしながら自浄能力を発揮することこそ再発防止に必要なことです。ところが、それは極めて不十分です。

NHKの経営姿勢への視聴者・国民の不信は深刻となり、会長の辞任、罷免を求める声は一層強まっています。このような状況では、今回の予算を承認することは到底できません。

また、二〇一六年度予算において、NHKは、初めて株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構に二億円を出資するとされています。これは出資事業者の中で最高の金額です。この機構は、我が国の民間企業が、海外において民間だけでは事業展開ができないような、高いリスクのある事業への参入支援を目的としており、政府の成長戦略に位置付けられています。受信料で成り立っているNHKでは、本来、営利目的の活動はできないはずで、公共放送の立脚点を崩す機構への出資には反対です。

次に、NHK予算に対する総務大臣意見についてです。

大臣意見は、「クローズアップ現代」という個別の番組名を挙げ、昨年四月二十八日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた着実な取組を求めています。これは極めて異例なことであり重大です。

事実に基づかない放送など番組内容に問題がある場合、まず放送事業者の自主的、自律的な検証によつて解決すべきです。さらに、NHKと民間放送連盟が設置する放送倫理・番組向上機構、BPOが、第三者の立場から調査、検証して、再発防止策の提出とその有効性を求めていくこと、これが言論と表現の自由を確保しつつ正確な放送と放送倫理の向上を図るルールです。

導が行われたことは、放送事業者に対する事業免許の認可権限を背景にした番組内容に介入したものと云わねばなりません。

これに続き、予算に対する大臣意見で行政指導を踏まえた再発防止を繰り返し求めたのは、NHKの番組内容に対する露骨な介入であり、看過することはできません。しかも、重大なことは、こうした大臣意見が、番組内容に対する介入発言を続ける高市大臣の下で行われたということです。

そもそも放送法は、戦前、国民を戦争へと導くプロパガンダの道具とされたことへの痛苦の反省の下、戦後、憲法二十一一条が保障する言論、表現の自由を保障する立場から作られたものです。そして、当時の政府も、国会で法案の概要説明において、放送に対する表現の自由を根本原則としておりまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないとはつきり述べているのです。

だからこそ、放送法を根拠に政府が番組内容に介入することがあつてはなりません。放送法の成り立ち、歴史を見れば、政府の役割は、放送における表現の自由を放送事業者に保障することです。番組作りについては、あくまでも放送事業者の自主自律に委ねられていて、その番組内容を判断するのは政府ではなく視聴者である国民なのであります。

今、放送に対する表現の自由を守るため、民放の報道現場の人々が立ち上がっています。著名なジャーナリストの皆さんは、三月二十四日に再び記者会見を開き、大臣の発言は憲法と放送法の精神に真つ向から反する、言論統制への布石だなど抗議の声を上げました。

こうして声を上げているジャーナリストの一人である「報道特集」のキャスター、金平茂紀氏は新

聞のインタビュに答え、権力を監視することがジャーナリズムの最大の役割だと言ひ、政治権力からやっぱり黙っている連中なんだなんて思われたくないの声を上げたと言ひしてゐます。

政府は、こうした報道現場の声こそ真摯に受け止めるべきです。放送法の成り立ち、現場の声も踏まえて、放送への政府介入となる大臣の発言、政府統一見解の撤回を改めて強く求めるものとす。

昨年十一月、BPOは、「クローズアップ現代」の報道に関して、NHKと政府に対して、「放送に携わる者自身が干渉や圧力に対する毅然とした姿勢と矜持を堅持できなければ、放送の自由も自律も侵食され、やがては失われる。これは歴史の教訓でもある。放送に携わる者は、そのことを常に意識して行動すべきである」と述べています。

このようなきだからこそ、NHKは憲法と放送法に基づき、国家権力から独立し、放送における表現、言論の自由を確保する姿勢を貫くべきであることを最後に強く申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。(投票終了)

投票総数 二百三十六
賛成 百五十二
反対 八十四
よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

出席者は左のとおり。

議長	山崎正昭君
副議長	興石東君
議員	清水貴之君 和田政宗君 河野義博君 佐々木さやか君 藤巻健史君 浜田和幸君 平木大作君 矢倉克夫君 儀間光男君 中野正志君 石川博崇君 新妻秀規君 宮本周司君 東徹君 中山恭子君 秋野公造君 竹谷とし子君 横山信一君 藤川政人君 三原じゅん子君 室井邦彦君 江口克彦君 山本博司君 谷合正明君 若松謙維君 長谷川岳君 中原八一君 高階恵美子君 片山虎之助君 浜田昌良君 長沢広明君 杉久武君 福岡資麿君 松下新平君

山本順三君	岡田直樹君	田中茂君	荒井広幸君
山本香苗君	魚住裕一郎君	脇雅史君	松沢成文君
山口那津男君	西田実仁君	糸数慶子君	二之湯武史君
荒木清寛君	丸川珠代君	長峯誠君	中泉松司君
世耕弘成君	衛藤晟一君	豊田俊郎君	柘植芳文君
岩城光英君	島尻安伊子君	滝波宏文君	大沼みずほ君
北村経夫君	酒井庸行君	大野泰正君	古賀友一郎君
堂故茂君	森屋宏君	上月良祐君	島田三郎君
太田房江君	吉川ゆうみ君	島村大君	高野光二郎君
山下雄平君	山田修路君	高橋克法君	西田昌司君
渡邊美樹君	堀内恒夫君	赤石清美君	青木一彦君
阿達雅志君	三宅伸吾君	山田俊男君	森まさこ君
三木亨君	舞立昇治君	丸山和也君	古川俊治君
堀井巖君	羽生田俊君	塚田一郎君	吉田博美君
馬場成志君	若林健太君	石井準一君	二之湯智君
渡辺猛之君	赤池誠章君	松村祥史君	水落敏栄君
中西健治君	井原巧君	磯崎陽輔君	佐藤信秋君
石井正弘君	石田昌宏君	猪口邦子君	溝手顕正君
牧野たかお君	大家敏志君	柳本卓治君	山崎力君
宇都隆史君	上野通子君	山本一太君	林芳正君
岩井茂樹君	磯崎仁彦君	橋本聖子君	木村義雄君
石井浩郎君	野上浩太郎君	小坂憲次君	鴻池祥肇君
藤井基之君	北川イツセイ君	尾辻秀久君	磯崎哲史君
小泉昭男君	中川雅治君	石上俊雄君	真山勇一君
野村哲郎君	愛知治郎君	山本太郎君	又市征治君
末松信介君	松山政司君	安井美沙子君	小西洋之君
山谷えり子君	宮沢洋一君	石橋通宏君	大野元裕君
岡田広君	金子原二郎君	主濱了君	谷亮子君
有村治子君	岸宏一君	西村まさみ君	斎藤嘉隆君
武見敬三君	鶴保庸介君	小見山幸治君	柴田巧君
関口昌一君	伊達忠一君	田城郁君	滝沢求君
江島潔君	中西祐介君	難波奨二君	江崎孝君
平野達男君	行田邦子君	有田芳生君	寺田典城君
森本真治君	井上義行君	金子洋一君	風間直樹君

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号 議長の報告事項

川田 龍平君	石井みどり君
小野 次郎君	広田 一君
藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	大久保 勉君
白 眞勲君	片山さつき君
佐藤 正久君	小林 正夫君
藤田 幸久君	神本美恵子君
榛葉賀津也君	大塚 耕平君
野田 国義君	山東 昭子君
中曾根弘文君	長浜 博行君
相原久美子君	小川 勝也君
小川 敏夫君	郡司 彰君
加藤 敏幸君	渡辺美知太郎君
山口 和之君	吉良よし子君
吉田 忠智君	薬師寺みちよ君
山田 太郎君	辰巳孝太郎君
福島みずほ君	松田 公太君
倉林 明子君	牧山ひろえ君
大島九州男君	林 久美子君
蓮 舫君	アントニオ猪木君
紙 智子君	田村 智子君
那谷屋正義君	足立 信也君
藤本 祐司君	水岡 俊一君
津田弥太郎君	芝 博一君
仁比 聡平君	浜野 喜史君
水野 賢一君	羽田雄一郎君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
櫻井 充君	小池 晃君
井上 哲士君	吉川 沙織君
柳澤 光美君	直嶋 正行君
北澤 俊美君	柳田 稔君
前田 武志君	田中 直紀君
江田 五月君	山下 芳生君
市田 忠義君	

國務大臣

財務大臣	麻生 太郎君
総務大臣	高市 早苗君
外務大臣	岸田 文雄君
経済産業大臣	林 幹雄君
国土交通大臣	石井 啓一君
内閣府特命担当大臣(防犯)	河野 太郎君
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	加藤 勝信君

議長の報告事項

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員	江田 五月君	補欠	櫻井 充君
財政金融委員	大野 泰正君	補欠	伊達 忠一君
文教科学委員	紙 智子君	補欠	大門美紀史君
厚生労働委員	堀内 恒夫君	補欠	熊谷 大君
農林水産委員	西村まさみ君	補欠	齋藤 嘉隆君
農林水産委員	熊谷 大君	補欠	堀内 恒夫君
大門美紀史君		補欠	紙 智子君

国土交通委員

伊達 忠一君	補欠	大野 泰正君
櫻井 充君	補欠	江田 五月君
荒木 清寛君	補欠	竹谷とし子君

環境委員

矢倉 克夫君	補欠	齋藤 嘉隆君
柴田 巧君	補欠	巧君

行政監視委員

竹谷とし子君	補欠	荒木 清寛君
齋藤 嘉隆君	補欠	徳永 エリ君
長沢 広明君	補欠	新妻 秀規君

議院運営委員

大門美紀史君	補欠	吉良よし子君
荒木 清寛君	補欠	寺田 典城君

同日議長は、次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(閣法第二六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

厚生労働委員会に付託

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

環境委員会に付託

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

地方・消費者問題に関する特別委員会に付託

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十九回国会、黒岩宇洋君外三名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一七号)審査報告書

同日情報監視審査会会長から次の報告書が提出された。

平成二十七年年次報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

病児保育の充実に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九四号)

「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九五号)

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第九二号)

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問

主意書(吉川沙織君提出)(第九三号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)審査報告書

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(参第二二号)審査報告書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書



地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案を改正する法律案

審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十日

災害対策特別委員長 長沢 広明

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十八年度約六千九百九十億円が見込まれている。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部

審査報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

経済産業委員長 小見山幸治

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二」を「第十九条」に改める。

第四条第二項を削る。

第十五条第一項中「第四条第一項」を「第四条に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号」を「前条第十三号」に改める。

第十七条第一号中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、同条第二号中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、「及び第二項各号」を削り、同条第三号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第十一号」に改める。

第十八条中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第三号」に改める。

第十九条の二を削る。

第二十条第二項を削る。

附則第一條の二を削る。

附則第六條第二項中「前条第一項第十四号」を「前条第十三号」に、「第十五条第一項各号」(第十二号及び第十三号を除く。)及び第二項各号」を「第十五条各号」(第十一号及び第十二号を除く。)に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第九條第六項中「前条第一項第十三号」を「前条第十三号」に改める。

附則第十八條第二項中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、「第七号」を削り、「第十二号から第十四号まで」を「第十一号から第十三号まで」に、「第十二号及び第十三号を除く。」及び「第二項各号」を「第十一号及び第十二号を除く。」に、「業務並びに」を「業務及び」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

(業務の特例)

第二条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(次項及び第三項において「機構」という。)は、この法律による改正前の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項各号に掲げる業務に係る債権の回収が終了するまでの間、この法律による改正後の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(次項及び第三項において「新法」という。)第十五条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第二十条の規定にかかわらず、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)における主務大臣及び主務省令は、当該業務に関する事項については、それぞれ経済産業大臣及び環境大臣並びに経済産業省令・環境省令とする。

3 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第十七条第二号中「関する業務」とあるのは「関する業務並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第...号。以下この号及び第二十七条第一号において「改正法」という。)

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号

条第一項」と、附則第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十八条第一項第二号中「ヨ 附属諸費」とあるのは「ヨ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第...号)附則第二条第一項に規定する業務に要する費用」とする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

審査報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成二十八年三月三十一日
内閣委員長 神本美恵子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行に伴う経費として、平成二十八年度特別会計予算(年金特別会計子ども・子育て支援勘定)に約八百三十五億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 保育の質の確保を図ることは国・自治体の責務であることから、事業所内保育事業について、指導・監査等における自治体の関与について検討を行い、所要の措置を講じること。
二 仕事と子育ての両立支援の観点から、待機児童だけでなく、待機児童以外の潜在的ニーズも踏まえて実態把握を行うこと。

三 企業主導型保育事業の対象となる事業所内保育所の中小・零細企業による共同設置に当たっては、利用希望者等への制度の十分な周知を図るよう必要な措置を講じること。
四 既設の事業所内保育所の運営について、施行後適切な時期に検証を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
五 病児保育及び障害児保育を推進するとともに、その保育を担う保育士や看護師等の処遇については、その専門性及び責任に見合ったものとする。

右決議する。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年三月二十二日
参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 大島 理森

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四章 地域子ども・子育て支援事業(第五十九条)」を「第四章 地域子ども・子育て支援事業(第五十九条)」を「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十九条)」に改める。

3 前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならぬ。

4 前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならぬ。踏切道改良基準(次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。)の「費用」の下に「次項の費用を除く。」を加え、同条第二項中「保安設備整備計画を保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改め、同条を第九条とする。

13 前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更に適用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

4 前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更に適用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

9 前項第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「立体交差化計画又は同条第六項」を「地方踏切道改良計画又は第五条第一項」に、「立体交差化計画(当該立体交差化計画)」を「踏切道改良計画(当該踏切道改良計画)」に改め、「係る」の下に「立体交差化による」を加え、同条を第十一條とする。

8 前項第一項中「政令で定める鉄道事業者」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者(政令で定める者に限る。)」に、「保安設備整備計画」を「その」に改め、同条第二項中「前項の政令で定める」を「前項に規定する」に、「保安設備整備計画の実施に要する」を「同項の」に改め、同条を第十條とする。

7 前項第一項中「による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による」を「により指定され

た踏切道(次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。)の「費用」の下に「次項の費用を除く。」を加え、同条第二項中「保安設備整備計画を保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改め、同条を第九条とする。

6 前項第一項中「第三条第一項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画又は当該踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項を」前二項に改め、「又は鉄道事業者」を削り、同条を同条第三項とし、同条を第八條とする。

5 前項第一項中「(立体交差化等に係るものに限る。)」を削り、「同項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「前条第一項(同条第十一項)を」第四條第一項(同条第十三項)に、「立体交差化計画等」を「第五条第一項」に、「立体交差化計画等」を「踏切道改良計画」に、「(当該立体交差化計画等)」を「当該踏切道改良計画」に、「当該立体交差化計画等」を「当該地方踏切道改良計画又は当該踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、同条を第七條とし、第四條の次に次の二條を加える。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により踏切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により踏切道改良計画を作成する前に、当該踏切道事業者と国土交通大臣との間に踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

2 踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 踏切道の名称
二 踏切道の改良の方法
三 踏切道の改良に要する期間
四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

5 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と、同条第五項中「第二項第四号」とあるのは「次条第二項第四号」と、「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣である道路管理者」と、同条第六項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と読み替へるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により踏切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により踏切道改良計画を作成する前に、当該踏切道事業者と国土交通大臣との間に踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により踏切道改良計画を作成するときは、踏切道の整備及び安全の確保並びに踏切道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、踏切道改良計画の変更について準用する。

6 地方踏切道改良協議会
第六條 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に必要なる協議を行うため、地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者
二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事
三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 関係市町村長
二 道路協力団体
三 その他当該踏切道事業者及び道路管理者が必要と認める者
四 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
五 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

2 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

【目次中第七節 利便施設協定第四十八條の十七―第四十八條の十九】を「第七節 利便施設協定(第四十八條の十七―第四十八條の十九)力団体(第四十八條の二十一―第四十八條の二十五)」に改める。

第四十四條の二の見出しを「違法放置等物件に対する措置」に改め、同条第一項中「積載物」の下に「道路に設置された看板」を加え、「放置された物件」を「放置され、又は設置された物件」に、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、「又は交通に危険を及ぼしている」を「若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある」に、「当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができない」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「違法放置物件を」「違法放置等物件を」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。)に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

第四十四條の二第二項中「違法放置物件」を

「違法放置等物件」に改め、同条第三項中「違法放置物件を」「違法放置等物件を」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第四項及び第五項中「違法放置物件を」「違法放置等物件」に改め、同条第七項中「違法放置物件の除去」を「違法放置等物件の除去」に、「当該違法放置物件を」「当該違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第八項中「違法放置物件を」「違法放置等物件」に改める。

第四十七條の七に次の二項を加える。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項又は地方自治法第二百三十八條第四項に規定する行政財産であるものに限る。)の上の空間又は地下(当該道路の区域内の空間又は地下を除く。)に交通確保施設(歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。)を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八條第一項又は地方自治法第二百三十八條の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九條の二第一項の地上権を設定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八條の五第四項から

第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第八章 道路協力団体

(道路協力団体の指定)

第四十八條の二十 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所のある所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所のある所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体の業務)

第四十八條の二十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。

三 道路の管理に関する情報又は資料を収集

し、及び提供すること。

四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。

五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第四十八條の二十二 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八條の二十三 国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八條の二十四 道路協力団体が第四十八條の二十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規

定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(踏切道の改良への協力)

第四十八条の二十五 道路協力団体は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第四条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)に規定する同意をした同条第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法

第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項に規定する踏切道改良計画(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。)に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該同意地方踏切道改良計画等に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道(同法第二条に規定する踏切道をいう。)の改良に協力するものとする。

第九十条第二項中「昭和二十三年法律第七十三号」を削る。
第九十四条第四項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。
(道路整備特別措置法の一部改正)
第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項第二十三号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項中第三十七号を第三十八号とし、第三十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。
三十三 道路法第四十八条の二十四の規定により協議すること。
第八条第二項中「又は第三十五号」を、「第三

十三号又は第三十六号」に、「又は第十五号」を「第十五号又は第三十三号」に改め、同条第三項中「若しくは第三十一号」を、「第三十一号若しくは第三十三号」に、「第一項第三十五号」を「第一項第三十六号」に改め、同項ただし書中「まで」の下に「又は第三十三号」を加え、同条第四項及び第五項中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第九項中「第三十三号」を「第三十四号」に改める。
第九条第一項第十号及び第九項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。
第十七条第一項第十九号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項中第三十四号を第三十五号とし、第二十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。
二十九 道路法第四十八条の二十四の規定により協議すること。
第十七条第二項中「又は第三十一号」を、「第二十九号又は第三十二号」に改め、同項ただし書中「又は第十二号」を、「第十二号又は第二十九号」に改める。
第三十条第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。
九 道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。
十 道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
十一 道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をする

こと。
第三十一条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
七 道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。
八 道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
九 道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をする

こと。
第三十一条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
七 道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。
八 道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
九 道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をする

こと。
第三十一条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
七 道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。
八 道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
九 道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をする

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日本国が、日本国に雇用されてアメリカ合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する一定の給与の支払及び合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払に要する経費を負担すること、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又はアメリカ合衆国の施政の下にある訓練の場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費を負担すること、アメリカ合衆国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定しており、二千二十一年三月三十一日まで効力を有する。我が国がこの協定を締結することは、日米安保条約の目的達成のため日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

この協定の規定を実施するため、平成二十八年年度一般会計予算(防衛省所管)に、千五百二十一億円が計上されている。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十八年三月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五條(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、二十一年一月二十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四條についての特別の措置が定められたことを想起し、

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二千十六年から二十二十年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五條(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、二千十六年から二十二十年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本

国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に

関し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会(以下「合同委員会」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えてアメリカ合衆国の軍隊の訓練の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条

日本国は、日本国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二十二年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十六年一月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸田文雄

アメリカ合衆国のために

キャロライン・ケネディ

審査報告書

平成二十八年年度における公債の発行の特例に関する法律案

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

財政金融委員長 大家 敏志

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十八年年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであるが、適切な措置と認められない。

平成二十八年年度における公債の発行の特例に関する法律案

平成二十八年三月三十一日

賛成者

大久保 勉

大塚 耕平

櫻井 充

前川 清成

賛成者

足立 信也

磯崎 哲史

金子 洋一

藤末 健三

水岡 俊一

谷 亮子

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十八年年度における公債の発行の特例に関する法律案

第一条 この法律は、平成二十八年年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十八年年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成二十九年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十八年年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附則

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法律の公布の日(いずれか遅い日)から施行する。

審査報告書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

財政金融委員長 大家 敏志

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災からの復興のため
に実施する施策に必要な財源を確保するため、
復興債の発行期間を平成三十二年まで延長す
る等の措置を講ずるとともに、最近における国
の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに
鑑み、平成二十八年度から平成三十二年まで
の間の財政運営に必要な財源の確保を図るた
め、これらの年度における公債発行の特例措置
を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認
める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案の施行により発行することができる復興
債の限度額として、平成二十八年度特別会計予
算において二兆千五百六十四億円(東日本大震
災復興特別会計)、特例公債の限度額として、
平成二十八年度一般会計予算において二十八兆
三千八百二十億円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 本法律案の成立により、平成二十八年度から
平成三十二年までの間、当該各年度の予算を
もって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公
債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に
負担を先送りする特例公債の発行に当たつて
は、財政規律の維持に留意し、野放図な発行を
厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、
子や孫の世代に対する責任を果たすよう財政運
営を行うこと。また、平成三十三年以降は、

財政法第四条の原則に基づき、適切な措置を講
ずること。

一 日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義
に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑
制は、財政民主主義に基づく国会の責務であ
り、権能であることを踏まえ、再考の府である
参議院として、平成二十八年度から平成三十二
年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十
分に発揮できるよう、政府は、財政規律維持の
観点から必要な説明責任を十分に果たすこと。

一 政府は、国及び地方公共団体のプライマリ
バランスを平成三十二年までに黒字化する目
標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の
財政健全化への道筋について、法制化を含め検
討すること。

一 大量の国債発行が継続している現状に鑑み、
国債価格の長期的な安定化に向けて注視するこ
とにも、財政の健全化と投資家の多様化に向け
て一層の努力を行うこと。
右決議する。

東日本大震災からの復興のための施策を実施
するために必要な財源の確保に関する特別措
置法及び財政運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する法律の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施
するために必要な財源の確保に関する特別措
置法及び財政運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する法律の一部
を改正する法律案
東日本大震災からの復興のための施策を
実施するために必要な財源の確保に関する特
別措置法及び財政運営に必要な財源の確保
を図るための公債の発行の特例に関する法
律の一部を改正する法律

法の一部改正

第一条 東日本大震災からの復興のための施策を
実施するために必要な財源の確保に関する特別
措置法(平成二十三年法律第十七号)の一部を
次のように改正する。
目次中「財政融資資金勘定」を削り、「第三条」
の下に、「第三条の二を加え、」及び東京地下
鉄株式会社を、「東京地下鉄株式会社及び日本
郵政株式会社」に、「第五条」を「第五条の
二」に改める。

第一条中「平成二十七年」を「平成三十二年
度」に改め、「財政融資資金勘定」を削り、「及び
東京地下鉄株式会社」を、「東京地下鉄株式会
社及び日本郵政株式会社」に改める。

第二条及び第二章の章名中「財政融資資金勘
定」を削る。

第三条に見出しとして「(財政投融資特別会計
財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計
への繰入れ)」を付する。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。

(財政投融資特別会計投資勘定からの国債整
理基金特別会計への繰入れ)
第三条の二 政府は、平成二十八年度から平成

三十四年度までの間において、財政投融資特
別会計投資勘定から、予算で定めるところに
より、国債整理基金特別会計に繰り入れるこ
とができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特
別会計投資勘定の歳出とする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、
特別会計法第五十七条第四項の利益積立金の
額から減額して整理するものとする。

第三章の章名中「及び東京地下鉄株式会
社」を「東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会
社」に改める。

第三章中第五条の次に次の一条を加える。

(日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特
別会計への所屬替)

第五条の二 郵政民営化法(平成十七年法律第
九十七号)第三十六条第十一項の規定により
政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株
式の総数の三分の一を超えて保有するために
必要な数を上回る数に相当する数の株式は、
一般会計から無償で国債整理基金特別会計に
所屬替をするものとする。

第六十九条第四項中「平成二十七年」を「平
成三十二年」に改める。

第七十二条第二項中「繰入金」の下に「及び平
成二十八年度から平成三十四年度までの間に
おける第三条の二の規定による財政投融資特別
会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への
繰入金」を加え、同条第三項に次の一号を加
える。

四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条
の二の規定により国債整理基金特別会計に
所屬替をした日本郵政株式会社の株式

第七十四条中第二項を第三項とし、第一項の
次に次の一項を加える。

平成二十八年三月三十一日 参議院會議録第十七号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案 放送法第七十条第二項の規定に基づき承認を求めた件

2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

(財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第二条 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年度から平成二十七年までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てる」を「経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二十八年度から平成三十二年までの間の財政運営に必要な財源の確保を図る」に改め、「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定める」を削る。

第四条を削る。

第三条中「おいては」の下に、「平成三十二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し」を加え、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「平成二十四年度から平成二十七年まで」を「平成二十八年度から平成三十二年まで」に改め、同条第一項中「及び第四条第一項の規定を削り、平成二十四年度から

平成二十七年まで」を「平成二十八年度から平成三十二年まで」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経済・財政一体改革 我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

二 国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化 国民経済計算(統計法(平成十九年法律第五十三号)第六条第一項の規定により作成する国民経済計算をいう。)における中央政府及び地方府のプライマリーバランスの合計額(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興のための施策に必要な経費及びその財源に充てられる収入その他の財政の健全性を検証するに当たり当該合計額から除くことが適当と認められる経費及び収入に係る金額を除く。)が零を上回ることをいう。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の財政運営に

必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(以下この条において「旧特例公債法」という。)第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、平成二十八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2 旧特例公債法第二条第一項(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧特例公債法第四条第三項に規定する年金特例公債については、同条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

(財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保)

第三条 政府は、復興施策(第一条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一条に規定する復興施策をいう。以下同じ。)に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めた件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年三月三十一日

総務委員長 山本 博司

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めたものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定事業収支については、事業収入が七千六百億円、事業支出が六千九百三十六億円で、事業収支差金は八十億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。

また、事業計画では、三か年経営計画の二年目として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、国際社会の日本への理解の促進、8K・4Kによる制作・活用の一層の推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進、情報システム等のセキュリティの強化による情報管理・放送継続の確保等に取り組むとしている。

これらの収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、役員の間接等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻

も早い収束と信頼回復に向け一丸となつて全力を尽くすこと。

また、昨年明らかになつた番組の過剰演出問題を含む不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を粛正し、再発防止策及びコンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者としての役員員の職業倫理を高め、組織一体となつて信頼確保に取り組みむこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役員は、公共放送に携わる者として、協会の名誉や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役員に対する監査機能を十分に発揮すること。また、役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、政府は、経営委員の任命に当たっては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全

国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

六、協会は、子会社の相次ぐ不祥事を踏まえ、国民・視聴者の信頼回復に向け、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。あわせて、組織の在り方について統合・廃止も含めた抜本的な見直しを行い、グループとしてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に取り組み、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。

七、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集については、引き続き事業者の自主・自律性を尊重するとともに、協会が放送法に基づき公共の福祉と文化の向上への寄与を目的として設立された公共放送事業者であることを踏まえ、公共放送の自律性を尊重すること。

八、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応え、るとともに、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。

また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を国際社会に向けて正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増しているこ

とを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。

また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

十一、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

また、受信料制度の在り方については、コスト構造、視聴行動の変化、技術革新の動向等を踏まえ、受信料負担の公平性の確保を念頭に置きつつ、広く国民の理解が得られるよう検討すること。

十二、現状の放送においては障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・デイバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十三、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部やその代替機能を担う大阪局等の放送局の機能や運用・実施体制の強化を図ること。

また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承のため、保有する番組アー

カイブの保存・活用に努めること。

十四、協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

その観点から、新放送センターの整備計画は、その具体的内容を速やかに明らかにするとともに、建設積立資産積立ての考え方を含め、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。

十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年を見据え、スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発普及促進等に積極的かつ計画的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。

右決議する。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

事業支出	金額
国内契約信	321,076,744
国契受広調給退共減財特予	24,862,861
送納策	58,921,547
費費費与	1,070,786
費費費与	5,562,535
費費費与	10,202,433
費費費与	117,427,768
費費費与	61,750,832
費費費与	13,223,960
費費費与	73,800,000
費費費与	3,750
費費費与	2,732,000
費費費与	3,000,000
事業収支差金	8,039,100

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出当 (建設積立資産繰入れ)	8,039,100
-------------------	-----------

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入	事業収支差金受入れ	91,039,100
資本支出	事業期償却資産受入れ	8,039,100
	事業期償却資産受入れ	6,253,080
	事業期償却資産受入れ	73,800,000
	事業期償却資産受入れ	2,946,920
資本収支差金		91,039,100
	建設積立資産繰入れ	82,800,000
	建設積立資産繰入れ	200,000
	建設積立資産繰入れ	8,039,100

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,988億5,869万3千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,909億321万6千円であり、経常収支差金は、79億5,547万7千円である。

(放送番組等有料配信業務勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入	放送番組等有料配信業務収入	2,217,564
事業支出	放送番組等有料配信業務費与	2,217,564
	放送番組等有料配信業務費与	2,201,804
	放送番組等有料配信業務費与	1,959,429
	放送番組等有料配信業務費与	53,688
	放送番組等有料配信業務費与	91,700
	放送番組等有料配信業務費与	43,777
	放送番組等有料配信業務費与	36,509
事業収支差金		16,701
		15,760

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入	減価償却資産受入れ	16,701
資本支出	建設費	16,701
資本収支差金		—

事業収支差金1,576万円については、一般勘定からの短期借入金金の返還に充てる。これを含む平成28年度末の繰越不足△75億713万6千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入	受託業務等収入	2,101,161
事業支出	受託業務等収入	2,101,161
事業収支差金		—

事業支出	受託業務等費	1,815,117
事業収支差金		286,044

事業収支差金2億8,604万4千円については、一般規定の副次収入に繰り入れられる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続申込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第4 受信料額(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続申込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続申込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続申込等	1,035円	5,905円	11,490円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払い、「継続申込等」とは継続申込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。
 予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続申込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続申込等の額とする。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続申込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続申込等	2,125円	12,125円	23,585円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払い、「継続申込等」とは継続申込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続申込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続申込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額
50件未満	200円
50件以上100件未満	230円
100件以上	300円

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払による場合に限る。))、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる継続申込により支払う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額200円

1 計画 概説

スーパーハイビジョンの実用化への取組や放送と通信の融合が加速するなど、メディア環境は大きく変化している。国内外が様々な課題に直面する中で、判断のよりどころとなる正確な情報を伝えるとともに、日本を正しく理解してもらうために、日本を世界に積極的に発信し、情報の社会的基盤の役割を果たしていくことが公共放送に求められている。

3か年経営計画の2年目となる平成28年度の事業運営にあたっては、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、視聴者の幅広い期待にこたえる豊かで質の高い多彩な番組の充実を図る。また、日本を世界に積極的に発信し、政治、経済、社会、文化など様々な分野で国際社会の日本への理解を促進し、日本と世界をつなげる。

スーパーハイビジョンの実用化に向けて、8K・4Kによる制作・活用を一層推進していくとともに、インターネットを活用した新たなサービスを創造する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充する。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進し、支払率の向上を図る。また、創造と効率を追求する最適な組織に改革し、一層効率的な経営を推進するほか、情報システム等のセキュリティ強化して情報管理・放送継続の確保を一層徹底する。

(1) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送サービスを提供するための設備整備を行う。

(2) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる創造的な文化・教養・娯楽番組等、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特長や視聴者の関心に応じた放送サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第24回参議院議員通常選挙やリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。このほか、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(5) 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、給与制度改革を進め、一層の抑制に努める。

(7) 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等への支援を行うこと等を目的とする法人に対し、出資を行う。

(8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。

(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンテンツを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報システム等のセキュリティ強化や環境経営を着実に推進する。

(11) 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設費立資庫に建替えのための財源を積み立てる。

2 建設 計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に53億7,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に172億3,000万円、放送会館の整備に131億6,000万円、放送番組設備の整備に368億円、研究施設の整備等に102億4,000万円、総額828億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画
スーパーハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。
これらに要する経費は、53億7,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画
テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。
これらに要する経費は、88億2,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画
外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、国際放送の放送所設備を更新するための負担や老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。
これらに要する経費は、84億1,000万円である。

<p>(4) 放送会館整備計画 静岡、熊本、仙台及び金沢の放送会館の整備を進めるとともに、大津、佐賀及び札幌の放送会館を整備するための諸準備等を行う。 これらに要する経費は、131億6,000万円である。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送サービスを継続するための設備を整備する。 これらに要する経費は、368億円である。</p> <p>(6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、66億円である。</p> <p>(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、36億4,000万円である。</p> <p>3 事業運営計画</p> <p>(1) 国内放送</p> <p>ア 番組関係</p> <p>イ) 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るための正確で迅速な報道に努めるとともに、日本と世界の課題に向き合い、社会が進むべき方向を探る基盤となるニュース・番組の充実を図る。また、文化、教養、娯楽番組等をバランスよく編成し、幅広い世代に支持されるチャンネルを目指す。さらに、世界水準の高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、幅広い世代の知的関心にこたえ、趣味・生活・教養・語学など多彩な番組を編成する。教育・福祉等の重要課題に取り組む番組を放送するとともに、幼児・子供番組や趣味、実用番組を充実する。このほか、定時のワルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。</p> <p>(4) 衛星テレビジョン放送 BS11は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーを中心に、世界と日本の今を伝える。リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックを盛り上げる番組等スポーツに関連する番組を戦略的に展開するとともに、世界の課題と向き合う大型番組を開発する。このほか、ワルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p>	<p>BSプレミアムは、本物志向の知的エンターテインメントチャンネルとして、これまでになくスクールの大型番組や他にはない個性と魅力を持つ多様な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 このほか、平成28年度から始まるスーパーハイビジョンの試験放送では、多彩で魅力ある番組を超高精細映像で提供する。</p> <p>(4) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、音声基幹波として、災害等の緊急時に命と暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安全・安心ラジオの機能強化に引き続き取り組みむとともに、地域の生活情報番組を充実・強化する。また、双方向性等のラジオならではの強みとインターネットとの連携を生かした番組や演出で幅広い世代の期待にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組の充実を図る。また、インターネットとの連携により、いつでもどこでも学べる機会を提供するとともに、在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、1日19時間を基本とする。 FM放送は、総合音楽波として、様々なジャンルの音楽番組や古典芸能など多彩な番組を編成し、多様な聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波としてきめ細かなライオンライオン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するとともに、新たに一部の地域放送番組を追加して提供する。</p> <p>(4) 地域放送 地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を編成し、地域の安全・安心と活性化に貢献する。また、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間20分を基本とする。</p> <p>(4) 補充放送 データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。 テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間を拡大し、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。</p>
--	---

<p>(カ) インターネットの活用</p> <p>インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。</p> <p>放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや、地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組連動コンテンツを提供する。</p> <p>なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画にのっとり実施する。</p> <p>(キ) 放送番組の提供等</p> <p>放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。</p> <p>放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。</p> <p>これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,340億6,530万5千円、番組の編成企画等に216億5,331万5千円で、総額2,557億1,862万円でである。</p> <p>イ 技術関係</p> <p>放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。</p> <p>これら技術関係に要する経費は、総額653億5,812万4千円である。</p> <p>以上により、国内放送費総額は、3,210億7,674万4千円となる。</p> <p>(2) 国際放送</p> <p>国際放送が果たすべき責務と期待される大きな役割を自覚し、ニュースや番組の海外への発信をさらに強化することで、世界で信頼される国際放送を目指す。</p> <p>外国人向けテレビジョン国際放送では、毎正時に放送している基幹ニュースを北米やアジアをより意識した内容に刷新して充実するとともに、新たに開発するインタビュ番組を大型ニュース番組と連続編成することで平日夜間を強化する。また、NHKならではの大型番組や日本各地の魅力伝える番組等の国内放送番組を積極的に海外発信するほか、日本の産業、科学技術、観光、文化等を紹介する番組を充実する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。</p>	<p>日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュースを拡充し、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。</p> <p>このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース、番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特長に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間30分とする。</p> <p>このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。</p> <p>インターネットによるサービスについては、放送との同時配信に加えて、番組の見逃しサービスを中心とするビデオオンデマンドサービスを拡充するとともに、スマートフォンやタブレット端末による視聴機能を改善するほか、多言語化を充実するなど、発信力の強化と利便性の向上を図る。</p> <p>これらに要する経費は、総額248億6,286万1千円となる。</p> <p>(3) 契約収納</p> <p>受信料の公平負担の徹底に向けて、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額589億2,154万7千円となる。</p> <p>(4) 受信対策</p> <p>良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。</p> <p>これらに要する経費は、総額10億7,078万6千円となる。</p> <p>(5) 広報</p> <p>視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様な効果的な広報活動を推進する。</p> <p>これらに要する経費は、総額55億6,253万5千円となる。</p> <p>(6) 調査研究</p> <p>放送技術の研究については、実用化に向けたスーパーハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対処する技術の研究開発等を行う。</p>
---	--

放送番組の研究については、全国個人視聴率調査等を行うとともに、コンテンツへの多様な接触を把握する評価手法の開発を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。これらに要する経費は、総額102億243万3千円となる。

(7) 給与 給与については、総額1,174億2,776万8千円とし、給与制度改革等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制を構築する。

(8) 退職手当及び福利厚生 退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額617億5,083万2千円となる。

(9) 共通管理 共通管理については、マイナンバー制度への対応による経費の増等により、総額132億2,396万円となる。

(10) 放送番組等有料配信業務 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は22億1,756万4千円、支出は22億180万4千円である。

(11) 受託業務等 受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は21億116万1千円、支出は18億1,511万7千円である。

(12) 創造と効率を追求する最適な組織に改革 コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、業務の技術的な見直しと経営資源の重点的な再配置による業務体制改革を着実に推進する。

また、女性の積極登用を進め、仕事と生活の調和を実現し、多様性を尊重する働き方や組織に改革するとともに、高度な専門性を発揮できる人材をNHKグループで計画的に確保し、育成する。

さらに、NHKグループ全体でコンプライアンスを徹底するとともに、放送の自主自律を堅持する。このほか、経営計画を着実に達成するため、経営指標等により公共放送としての説明責任を果たすマネジメントを徹底するとともに、情報流出防止及び放送継続を目的とした情報システム等のセキュリティ強化や放送会館の省エネルギー化等の環境にやさしい経営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成28年度	平成27年度	増	減
年度	初	20,398,000	20,548,000	△	150,000
	度	1,400,000	1,440,000	△	40,000
	内	1,530,000	1,590,000	△	60,000
	新	130,000	150,000	△	20,000
年度	内	△	△		
	増	20,268,000	20,398,000	△	130,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成28年度	平成27年度	増	減
年度	初	2,384,000	2,340,000		44,000
	度	262,000	261,000		1,000
	内	211,000	217,000	△	6,000
	新	51,000	44,000		7,000
年度	内	2,435,000	2,384,000		51,000
	増				

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成28年度	平成27年度	増	減
年度	初	19,359,000	18,700,000		659,000
	度	1,430,000	1,358,000		72,000
	内	800,000	699,000		101,000
	新	630,000	659,000	△	29,000
年度	内	19,989,000	19,359,000		630,000
	増				

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成28年度	平成27年度	増	減
年度	初	432,000	403,000		29,000
	度	90,000	90,000		0
	内	74,000	61,000		13,000
	新	16,000	29,000	△	13,000
年度	内	448,000	432,000		16,000
	増				

(3) 特別契約
有料契約見込件数

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
年度初頭契約件数	11,000	10,000	1,000
年度内新規契約件数	0	2,000	△ 2,000
年度内増加契約件数	0	1,000	△ 1,000
年度内増加契約件数	0	1,000	△ 1,000
年度末契約件数	11,000	11,000	0

(参考 1)
有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	20,398,000	19,359,000	11,000	39,768,000
年度内増加契約件数	△ 130,000	630,000	0	500,000
年度末契約件数	20,268,000	19,989,000	11,000	40,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	202,000	120,000	322,000
年度内増加契約件数	1,000	6,000	7,000
年度末契約件数	203,000	126,000	329,000

(参考 2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	14,388,000	2,684,000	2,493,000	833,000	20,398,000
年度内増加契約件数	△ 140,000	120,000	△ 10,000	△ 100,000	△ 130,000
年度末契約件数	14,248,000	2,804,000	2,483,000	733,000	20,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	102,000	19,000	38,000	43,000	202,000
年度内増加契約件数	4,000	4,000	△ 3,000	△ 4,000	1,000
年度末契約件数	106,000	23,000	35,000	39,000	203,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	12,250,000	2,406,000	4,435,000	268,000	19,359,000
年度内増加契約件数	180,000	270,000	190,000	△ 10,000	630,000
年度末契約件数	12,430,000	2,676,000	4,625,000	258,000	19,989,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	68,000	15,000	30,000	7,000	120,000
年度内増加契約件数	3,000	2,000	1,000	0	6,000
年度末契約件数	71,000	17,000	31,000	7,000	126,000

(3) 特別契約

区 分	分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		6,000	5,000	11,000
年度内増加契約件数		0	0	0
年度末契約件数		6,000	5,000	11,000

5 要員計画

区 分	分	要 員 数
事業運営関係		10,094人
建設		179
合 計		10,273

要員数については、31人の増員を見込んだものである。

平成 28 年度 資 金 計 画

1 資金計画の概要

平成28年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,101億3,879万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,195億937万6千円をもって施行する。

2 入金 の 部

受信料については、受信料収入予算6,758億9,570万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,702億6,282万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金19億462万5千円、国際放送関係など交付金収入36億8,824万3千円、有価証券の償還473億円、受取利息その他の入金869億8,311万円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,101億3,879万8千円である。

3 出 金 の 部

事業経費6,064億3,235万7千円、建設経費828億円、出資2億円、有価証券の購入650億円、納付消費税その他の出金650億7,701万9千円を合わせ出金額は、総額8,195億937万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の詳細の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	65,769,800	81,310,963	61,393,272	77,978,706	—
2 入 金	237,295,579	173,845,971	231,324,241	167,673,007	810,138,798
受信料	202,673,177	135,830,664	193,083,475	138,675,504	670,262,820
固定資産売却代金	91,010	1,369,337	428,064	16,214	1,904,625
交付金収入	1,655	1,901,925	6,376	1,778,287	3,688,243
有価証券償還	5,800,000	17,700,000	16,800,000	7,000,000	47,300,000
受取利息その他の入金	28,729,737	17,044,045	21,006,326	20,203,002	86,983,110
3 出 金	221,754,416	193,763,662	214,738,807	189,252,491	819,509,376
事業経費	169,143,198	149,774,838	154,849,191	132,665,130	606,432,357
建設費	26,504,016	9,671,376	18,603,223	28,021,385	82,800,000
出 資	200,000	—	—	—	200,000
有価証券購入	9,500,000	17,500,000	25,500,000	12,500,000	65,000,000
納付消費税その他の出金	16,407,202	16,817,448	15,786,393	16,065,976	65,077,019
4 期末資金有高	81,310,963	61,393,272	77,978,706	56,399,222	—

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成28年2月

総 務 大 臣

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

また、情報通信技術の急速な発展を背景に国民・視聴者のニーズや視聴環境が大きく変化する中で、公共放送として、それらの変化に着実に対処し、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献することが必要となっている。

このような状況下において、協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先進的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと思われる。

しかし、平成27年度において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触した放送が行われたことが明らかになったこと及び協会の子会社における不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を大きく損なうものであり、国民・視聴者の負担する受信料に支えられている公共放送としての社会的責任に鑑み、憂慮すべきことである。

特に子会社の不祥事については、これまで数々の改革や制度改正を経て、協会自身が調査委員会を設ける等してコンプライアンスの徹底に取り組んだにもかかわらず、平成27年度においても出張旅費の不正受領、工事費の不正受領といった事案が発生しており、ガバナンスを含め、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務である。

したがって、平成28年度収支予算等の実施に当たって、協会がこの事態を徹底的に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる。

また、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

こうした認識の下、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に答えること。
- 平成26年5月14日の「クローズアップ現代」において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触する放送を行ったことに関し、平成27年4月28日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた取組を引き続き着実に実施するとともに、放送番組審議機関の機能の発揮等により、様々な機会において放送番組に対する国民・視聴者の声に十分に耳を傾けつつ、国民・視聴者の信頼回復に努めること。
- 地方の創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。
- 字幕・解説放送等について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成24年10月2日）を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施などの一層の充実を図ること。
- 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化
 - 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になってきていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方の創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
 - 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」（平成27年1月30日）を参考に、協会の国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定の上、PDCAサイクルを強化しよう努めること。
 - 訪日外国人観光客の増加や日本各地の産品、先端技術・サービス等への海外需要の拡大、そして地方の創生等に貢献し、経済成長や国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。
- 3 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進
 - 4K・8K放送について、平成28年（2016年）に実施予定のBSによる試験放送に必要な技術実証を進めるとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を含めた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を進めること。また、平成30年（2018年）に実施予定のBSによる実用放送の開始に向けて、早期かつ円滑な普及に向けた取組を積極的に実施するとともに、他の放送事業者、受信機メーカーなど関連事業者と連携しつつ、視聴可能受信機やサービス内容に関する情報提供を国民・視聴者に対して適切に行うなど、その普及促進について公共放送としての先導的役割を果たすこと。

- インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に対処するよう取り組むこと。その際、我が国の放送サービス向上の観点から、平成27年度から開始したインターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の関係者間での共有や相互連携に努めるとともに、情報セキュリティ、コスト、視聴者ニーズ、新サービスの可能性、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係及び透明性の確保について十分検討すること。また、NHKオンデマンドサービスについても、同様の視点から今後のサービスの在り方について検討し、併せてその収支の一層の改善に努めること。
- 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や他の産業での利活用等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。
- 4 子会社改革の推進
 - 子会社については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）以降の果次の指摘、それらを踏まえた子会社の整理・統合やガバナンスの強化等にもかかわらずなお不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す改革を早急に進め実施すること。
 - 実施に当たっては、次の点に十分留意すること。
 - ・ 子会社の業務範囲の適正化
 - ・ 子会社における適正な経営及びコンプライアンスの確保
 - ・ 協会と子会社との取引における透明性・適正性の確保
 - ・ 子会社の利益剰余金の協会への適正な還元
 - 5 経営改革の推進
 - 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。
 - 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料に支えられていることを十分に自覚し、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めること。
 - 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日）を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
 - 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。

6 受信料の公平負担に向けた取組

- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015—2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

7 新放送センター整備

- 新放送センターの整備については、建設基本計画がまとまった場合には、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 東日本大震災から5年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信料整備等について適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。

投票者氏名

日程第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正

する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三八名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君

大田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
田中 茂君 伊達 忠一君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君

鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 修路君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
若林 健太君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 小野 次郎君
尾立 源幸君 大久保 勉君
大島九州男君 大塚 耕平君

大野 元裕君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 洋一君
神本美恵子君 川田 龍平君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 齋藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
柴田 巧君 榛葉賀津也君
田城 郁君 田中 直紀君
津田弥太郎君 寺田 典城君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
長浜 博行君 難波 奨二君
西村まゆみ君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
浜野 喜史君 林 久美子君
広田 一君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤本 祐司君 真山 勇一君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 水野 賢一君
森本 真治君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 佐々木さやか君
杉 久武君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
井上 哲士君 市田 忠義君

紙 智子君 吉良よし子君
 倉林 明子君 小池 晃君
 田村 智子君 辰巳孝太郎君
 仁比 聡平君 山下 芳生君
 東 徹君 江口 克彦君
 片山虎之助君 儀間 光男君
 清水 貴之君 藤巻 健史君
 室井 邦彦君 中野 正志君
 中山 恭子君 浜田 和幸君
 和田 政宗君 アントニオ猪木君
 松田 公太君 山口 和之君
 山田 太郎君 福島みずほ君
 又市 征治君 吉田 忠智君
 主濱 了君 谷 亮子君
 山本 太郎君 薬師寺みちよ君
 渡辺美知太郎君 荒井 広幸君
 平野 達男君 糸数 慶子君
 行田 邦子君 興石 東君
 松沢 成文君 脇 雅史君

反对者氏名

○名

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三三七名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
 青木 一彦君 赤池 誠章君
 赤石 清美君 有村 治子君
 井上 義行君 井原 巧君
 石井 準一君 石井 浩郎君
 石井 正弘君 石井みどり君
 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
 岩井 茂樹君 岩城 光英君

宇都 隆史君 上野 通子君
 江島 潔君 衛藤 晟一君
 尾辻 秀久君 大家 敏志君
 大沼みずほ君 大野 泰正君
 太田 房江君 岡田 直樹君
 岡田 広君 片山さつき君
 金子原二郎君 木村 義雄君
 岸 宏一君 北川イツセイ君
 北村 経夫君 小泉 昭男君
 小坂 憲次君 古賀友一郎君
 上月 良祐君 鴻池 祥肇君
 佐藤 信秋君 佐藤 正久君
 酒井 庸行君 山東 昭子君
 島尻安伊子君 島田 三郎君
 島村 大君 末松 信介君
 世耕 弘成君 関口 昌一君
 田中 茂君 伊達 忠一君
 高階恵美子君 高野光二郎君
 高橋 克法君 滝沢 求君
 滝波 宏文君 武見 敬三君
 柘植 芳文君 塚田 一郎君
 鶴保 庸介君 堂故 茂君
 中泉 松司君 中川 雅治君
 中曾根弘文君 中西 健治君
 中西 祐介君 中原 八一君
 長峯 誠君 二之湯 智君
 二之湯武史君 西田 昌司君
 野上浩太郎君 野村 哲郎君
 羽生田 俊君 長谷川 岳君
 馬場 成志君 橋本 聖子君
 林 芳正君 福岡 資麿君
 藤井 基之君 藤川 政人君
 古川 俊治君 堀井 巖君
 堀内 恒夫君 舞立 昇治君
 牧野たかお君 松下 新平君

松村 祥史君 松山 政司君
 丸川 珠代君 丸山 和也君
 三木 亨君 三原じゅん子君
 三宅 伸吾君 水落 敏栄君
 溝手 顕正君 宮沢 洋一君
 宮本 周司君 森 まさこ君
 森屋 宏君 柳本 卓治君
 山崎 力君 山下 雄平君
 山田 修路君 山田 俊男君
 山谷えり子君 山本 一太君
 山本 順三君 吉川ゆうみ君
 吉田 博美君 若林 健太君
 渡辺 猛之君 渡邊 美樹君
 足立 信也君 相原久美子君
 有田 芳生君 石上 俊雄君
 石橋 通宏君 磯崎 哲史君
 江崎 孝君 江田 五月君
 小川 勝也君 小川 敏夫君
 小野 次郎君 尾立 源幸君
 大久保 勉君 大島九州男君
 大塚 耕平君 大野 元裕君
 加藤 敏幸君 風間 直樹君
 金子 洋一君 神本美恵子君
 川田 龍平君 北澤 俊美君
 郡司 彰君 小西 洋之君
 小林 正夫君 小見山幸治君
 斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
 芝 博一君 柴田 巧君
 榛葉賀津也君 田城 郁君
 田中 直紀君 津田弥太郎君
 寺田 典城君 那谷屋正義君
 直嶋 正行君 長浜 博行君
 難波 奨二君 西村まさみ君
 野田 国義君 羽田雄一郎君
 白 眞勲君 浜野 喜史君

林 久美子君 広田 一君
 福山 哲郎君 藤末 健三君
 藤田 幸久君 藤本 祐司君
 真山 勇一君 前川 清成君
 前田 武志君 牧山ひろえ君
 増子 輝彦君 水岡 俊一君
 水野 賢一君 森本 真治君
 安井美沙子君 柳澤 光美君
 柳田 稔君 吉川 沙織君
 蓮 舫君 秋野 公造君
 荒木 清寛君 石川 博崇君
 魚住裕一郎君 河野 義博君
 佐々木さやか君 杉 久武君
 竹谷とし子君 谷合 正明君
 長沢 広明君 新妻 秀規君
 西田 実仁君 浜田 昌良君
 平木 大作君 矢倉 克夫君
 山口那津男君 山本 香苗君
 山本 博司君 横山 信一君
 若松 謙維君 井上 哲士君
 市田 忠義君 紙 智子君
 吉良よし子君 倉林 明子君
 小池 晃君 田村 智子君
 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
 山下 芳生君 東 徹君
 江口 克彦君 片山虎之助君
 儀間 光男君 清水 貴之君
 藤巻 健史君 室井 邦彦君
 中野 正志君 中山 恭子君
 浜田 和幸君 和田 政宗君
 アントニオ猪木君 松田 公太君
 山口 和之君 山田 太郎君
 福島みずほ君 吉田 忠智君
 谷 亮子君 主濱 了君
 脇 雅史君 山本 太郎君

賛成者氏名

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 潔君
尾辻 秀久君
大沼みづほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君
岸 宏一君
北村 経夫君
小坂 憲次君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
酒井 庸行君
島尻安伊子君
島村 大君

反対者氏名

○名

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三名

愛知 治郎君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩城 光英君
上野 通子君
衛藤 晟一君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
北川イツセイ君
小泉 昭男君
古賀友一郎君
鴻池 祥肇君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
末松 信介君

世耕 弘成君
田中 茂君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君
中原 八一君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
堀井 巖君
舞立 昇治君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
若林 健太君
渡邊 美樹君
相原久美子君

関口 昌一君
伊達 忠一君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
藤井 基之君
古川 俊治君
堀内 恒夫君
牧野たかお君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮本 周司君
森屋 宏君
山崎 力君
山田 修路君
山谷えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
渡辺 猛之君
足立 信也君
有田 芳生君

石上 俊雄君
磯崎 哲史君
江田 五月君
小川 敏夫君
尾立 源幸君
大島九州男君
大野 元裕君
風間 直樹君
神本美恵子君
北澤 俊美君
小西 洋之君
小見山幸治君
櫻井 充君
柴田 巧君
田城 郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜 博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
広田 一君
藤末 健三君
藤本 祐司君
前川 清成君
牧山ひろえ君
水岡 俊一君
森本 真治君
柳澤 光美君
吉川 沙織君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
杉 久武君
谷合 正明君

石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 勝也君
小野 次郎君
大久保 勉君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
金子 洋一君
川田 龍平君
郡司 彰君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
榛葉賀津也君
田中 直紀君
寺田 典城君
直嶋 正行君
難波 獎二君
野田 国義君
白 眞敷君
林 久美子君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
真山 勇一君
前田 武志君
増子 輝彦君
水野 賢一君
安井美沙子君
柳田 稔君
蓮 舫君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢 広明君

新妻 秀規君
浜田 昌良君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
東 徹君
片山虎之助君
清水 貴之君
室井 邦彦君
中山 恭子君
和田 政宗君
松田 公太君
山田 太郎君
谷 亮子君
渡辺美知太郎君
平野 達男君
奥石 東君
脇 雅史君

西田 実仁君
平木 大作君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
江口 克彦君
儀間 光男君
藤巻 健史君
中野 正志君
浜田 和幸君
アノ下才猪木君
山口 和之君
主濱 了君
薬師寺みちよ君
荒井 広幸君
行田 邦子君
松沢 成文君

井上 哲士君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
仁比 聡平君
福島みずほ君
吉田 忠智君
糸数 慶子君

市田 忠義君
吉良よし子君
小池 晃君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
又市 征治君
山本 太郎君

一五名

反対者氏名

賛成者氏名

二三八名

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君

愛知 治郎君
赤池 誠章君
有村 治子君

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

井上 義行君	井原 巧君	長谷川 岳君	馬場 成志君	田城 郁君	田中 直紀君	中山 恭子君	浜田 和幸君
石井 準一君	石井 浩郎君	橋本 聖子君	林 芳正君	津田弥太郎君	寺田 典城君	和田 政宗君	アノト才猪木君
石田 正弘君	石井みどり君	福岡 資麿君	藤井 基之君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	松田 公太君	山口 和之君
磯崎 昌宏君	磯崎 仁彦君	藤川 政人君	古川 俊治君	長浜 博行君	難波 奨二君	山田 太郎君	福島みずほ君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	西村まさみ君	野田 国義君	又市 征治君	吉田 忠智君
岩井 茂樹君	岩城 光英君	舞立 昇治君	牧野たかお君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	主濱 了君	谷 亮子君
宇都 隆史君	上野 通子君	松下 新平君	松村 祥史君	浜野 喜史君	林 久美子君	山本 太郎君	薬師寺みちよ君
江島 潔君	衛藤 晟一君	松山 政司君	丸川 珠代君	広田 一君	福山 哲郎君	渡辺美知太郎君	荒井 広幸君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	丸山 和也君	三木 亨君	藤末 健三君	藤田 幸久君	平野 達男君	糸数 慶子君
大沼みずほ君	大野 泰正君	三原しゅん子君	三宅 伸吾君	藤本 祐司君	真山 勇一君	行田 邦子君	奥石 東君
太田 房江君	岡田 直樹君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	前川 清成君	前田 武志君	松沢 成文君	脇 雅史君
岡田 広君	片山さつき君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	水岡 俊一君	増子 輝彦君		
金子原二郎君	木村 義雄君	森 まさこ君	森屋 宏君	森本 真治君	水野 賢一君		
岸 宏一君	北川イツセイ君	柳本 卓治君	山崎 力君	安井美沙子君	安井美沙子君		
北村 経夫君	小泉 昭男君	山下 雄平君	山田 修路君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
小坂 憲次君	古賀友一郎君	山田 俊男君	山谷えり子君	吉川 沙織君	蓮 昉君		
上月 良祐君	鴻池 祥肇君	山本 一大君	山本 順三君	秋野 公造君	荒木 清寛君		
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	石川 博崇君	魚住裕一郎君		
酒井 庸行君	山東 昭子君	若林 健大君	渡辺 猛之君	河野 義博君	佐々木さやか君		
島尻安伊子君	島田 三郎君	渡邊 美樹君	足立 信也君	杉 久武君	竹谷とし子君		
島村 大君	末松 信介君	相原久美子君	有田 芳生君	谷合 正明君	長沢 広明君		
世耕 弘成君	関口 昌一君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	新妻 秀規君	西田 実仁君		
田中 茂君	伊達 忠一君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	浜田 昌良君	平木 大作君		
高階恵美子君	高野光二郎君	江田 五月君	小川 勝也君	矢倉 克夫君	山口那津男君		
高橋 克法君	滝沢 求君	小川 敏夫君	小野 次郎君	山本 香苗君	山本 博司君		
滝波 宏文君	武見 敬三君	尾立 源幸君	大久保 勉君	横山 信一君	若松 謙維君		
柘植 芳文君	塚田 一郎君	大島九州男君	大塚 耕平君	井上 哲士君	市田 忠義君		
鶴保 庸介君	堂故 茂君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	紙 智子君	吉良よし子君		
豊田 俊郎君	中泉 松司君	風間 直樹君	金子 洋一君	倉林 明子君	小池 晃君		
中川 雅治君	中曾根弘文君	神本美恵子君	川田 龍平君	田村 智子君	辰巳孝太郎君		
中西 健治君	中西 祐介君	北澤 俊美君	郡司 彰君	仁比 聡平君	山下 芳生君		
中原 八一君	長峯 誠君	小西 洋之君	小林 正夫君	東 徹君	江口 克彦君		
二之湯 智君	二之湯武史君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	片山虎之助君	儀間 光男君		
西田 昌司君	野上浩太郎君	櫻井 充君	芝 博一君	清水 貴之君	藤巻 健史君		
野村 哲郎君	羽生田 俊君	柴田 巧君	榛葉賀津也君	室井 邦彦君	中野 正志君		

反対者氏名

松沢 成文君	脇 雅史君	中山 恭子君	和田 政宗君	松田 公太君	山田 太郎君	又市 征治君	主濱 了君	山本 太郎君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	行田 邦子君	松沢 成文君
脇 雅史君	脇 雅史君	和田 政宗君	松田 公太君	山田 太郎君	又市 征治君	主濱 了君	山本 太郎君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	行田 邦子君	松沢 成文君	脇 雅史君

賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君
阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安
 全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日
 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二
 十四条についての新たな特別の措置に関する日本
 国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について
 承認を求めるの件(衆議院送付)

二三三名

岡田 広君	金子原二郎君	岸 宏一君	北村 経夫君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻安伊子君	島村 大君	世耕 弘成君	田中 茂君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 健治君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゆん子君	水落 敏栄君				
片山さつき君	木村 義雄君	北川イツセイ君	小泉 昭男君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	関口 昌一君	伊達 忠一君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	藤井 基之君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君				
宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一大君	吉川ゆうみ君	若林 健太君	渡邊 美樹君	相原久美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	櫻井 充君	柴田 巧君	田城 郁君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君	前川 清成君				
宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	渡辺 猛之君	足立 信也君	有田 芳生君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 勝也君	小野 次郎君	大久保 勉君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	川田 龍平君	郡司 彰君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	榎葉賀津也君	田中 直紀君	寺田 典城君	直嶋 正行君	難波 奨二君	野田 国義君	白 眞勲君	林 久美子君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	真山 勇一君	前田 武志君				
牧山ひろえ君	水岡 俊一君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	東 徹君	片山虎之助君	清水 貴之君	室井 邦彦君	中山 恭子君	和田 政宗君	松田 公太君	山田 太郎君	谷 亮子君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	奥石 東君	脇 雅史君	井上 哲士君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	仁比 聡平君						
増子 輝彦君	水野 賢一君	安井美沙子君	柳田 稔君	蓮 舫君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	江口 克彦君	儀間 光男君	藤巻 健史君	中野 正志君	浜田 和幸君	了二才猪木君	山口 和之君	主濱 了君	薬師寺みちよ君	荒井 広幸君	行田 邦子君	松沢 成文君	市田 忠義君	吉良よし子君	小池 晃君	辰巳孝太郎君	山下 芳生君							
福島みずほ君	吉田 忠智君	糸数 慶子君																																				
又市 征治君	山本 太郎君																																					

平成二十八年年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議)

賛成者氏名

六九名

反対者氏名

一五名

平成二十八年三月三十一日 参議院會議録第十七号 投票者氏名

反対者氏名

水野 賢一君	森本 真治君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	主濱 了君
谷 亮子君	山本 太郎君
平野 達男君	行田 邦子君
興石 東君	
阿達 雅志君	一六九名
青木 一彦君	愛知 治郎君
赤石 清美君	赤池 誠章君
井上 義行君	有村 治子君
石井 準一君	井原 巧君
石井 正弘君	石井 浩郎君
石田 昌宏君	石井みどり君
磯崎 陽輔君	磯崎 仁彦君
岩井 茂樹君	猪口 邦子君
宇都 隆史君	岩城 光英君
江島 潔君	上野 通子君
尾辻 秀久君	衛藤 晟一君
大沼みずほ君	大家 敏志君
太田 房江君	大野 泰正君
岡田 広君	岡田 直樹君
金子原二郎君	片山さつき君
岸 宏一君	木村 義雄君
北村 経夫君	北川イツセイ君
小坂 憲次君	小泉 昭男君
上月 良祐君	古賀友一郎君
佐藤 信秋君	鴻池 祥肇君
酒井 庸行君	佐藤 正久君
島尻安伊子君	山東 昭子君
島村 大君	島田 三郎君
世耕 弘成君	末松 信介君
田中 茂君	関口 昌一君
	伊達 忠一君

高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 祐介君
中原 八一君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君

竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	東 徹君
江口 克彦君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
中野 正志君	中山 恭子君
浜田 和幸君	和田 政宗君
アノニオ猪木君	松田 公太君
山口 和之君	山田 太郎君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	薬師寺みちよ君
渡辺美知太郎君	荒井 広幸君
糸数 慶子君	松沢 成文君
脇 雅史君	

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿達 雅志君	一五三名
青木 一彦君	愛知 治郎君
赤石 清美君	赤池 誠章君
井上 義行君	有村 治子君
	井原 巧君

石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川イツセイ君
北村 経夫君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田中 茂君	伊達 忠一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	滝見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 祐介君
中原 八一君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君

橋本 聖子君	林 芳正君	荒井 広幸君	平野 達男君	柳田 稔君	吉川 沙織君	小坂 憲次君	古賀友一郎君
福岡 資麿君	藤井 基之君	行田 邦子君	松沢 成文君	蓮 舫君	井上 哲士君	上月 良祐君	鴻池 祥肇君
藤川 政人君	古川 俊治君	脇 雅史君		市田 忠義君	紙 智子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
堀井 巖君	堀内 恒夫君			吉良よし子君	倉林 明子君	酒井 庸行君	山東 昭子君
舞立 昇治君	牧野たかお君			小池 晃君	田村 智子君	島尻安伊子君	島田 三郎君
松下 新平君	松村 祥史君	反対者氏名	八五名	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	島村 大君	世耕 弘成君
松山 政司君	丸川 珠代君	足立 信也君	相原久美子君	山下 芳生君	了トニ才猪木君	関口 昌一君	田中 茂君
丸山 和也君	三木 亨君	有田 芳生君	石上 俊雄君	松田 公太君	山口 和之君	伊達 忠一君	高階恵美子君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	山田 太郎君	福島みずほ君	高野光二郎君	高橋 克法君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	江崎 孝君	江田 五月君	又市 征治君	吉田 忠智君	滝沢 求君	滝波 宏文君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	小川 勝也君	小川 敏夫君	主濱 了君	谷 亮子君	武見 敬三君	柘植 芳文君
森 まさこ君	森屋 宏君	小野 次郎君	尾立 源幸君	山本 太郎君	糸数 慶子君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
柳本 卓治君	山崎 力君	大塚 耕平君	大島九州男君	奥石 東君		堂政 茂君	豊田 俊郎君
山下 雄平君	山田 修路君	加藤 敏幸君	大野 元裕君			中泉 松司君	中川 雅治君
山田 俊男君	山谷えり子君	金子 洋一君	神本美恵子君			中西 祐介君	中西 健治君
山本 一太君	山本 順三君	川田 龍平君	北澤 俊美君			中西 祐介君	中原 八一君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	郡司 彰君	小西 洋之君			長峯 誠君	二之湯 智君
若林 健太君	渡辺 猛之君	小林 正夫君	小見山幸治君			二之湯武史君	野上浩太郎君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
荒木 清寛君	石川 博崇君	芝 博一君	柴田 巧君			羽生田 俊君	長谷川 岳君
魚住裕一郎君	河野 義博君	榛葉賀津也君	田城 郁君			馬場 成志君	橋本 聖子君
佐々木さやか君	杉 久武君	田中 直紀君	津田弥太郎君			林 芳正君	福岡 資麿君
竹谷とし子君	谷合 正明君	寺田 典城君	那谷屋正義君			藤井 基之君	藤川 政人君
長沢 広明君	新妻 秀規君	直嶋 正行君	長浜 博行君			古川 俊治君	堀井 巖君
西田 実仁君	浜田 昌良君	難波 奨二君	西村まさみ君			堀内 恒夫君	舞立 昇治君
平木 大作君	矢倉 克夫君	野田 国義君	羽田雄一郎君			牧野たかお君	松下 新平君
山口那津男君	山本 香苗君	白 眞勲君	浜野 喜史君			松村 祥史君	松山 政司君
山本 博司君	横山 信一君	林 久美子君	広田 一君			丸川 珠代君	丸山 和也君
若松 謙維君	東 徹君	福山 哲郎君	藤末 健三君			三木 亨君	三原じゅん子君
江口 克彦君	片山虎之助君	藤田 幸久君	藤本 祐司君			三宅 伸吾君	水落 敏栄君
儀間 光男君	清水 貴之君	真山 勇一君	前川 清成君			溝手 顕正君	宮沢 洋一君
藤巻 健史君	室井 邦彦君	前田 武志君	牧山ひろえ君			宮本 周司君	森 まさこ君
中野 正志君	中山 恭子君	増子 輝彦君	水岡 俊一君			森屋 宏君	柳本 卓治君
浜田 和幸君	和田 政宗君	水野 賢一君	森本 真治君			山崎 力君	山下 雄平君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君	安井美沙子君	柳澤 光美君			山田 修路君	山田 俊男君

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一五二名

平成二十八年三月三十一日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

山谷えり子君	山本 一太君	川田 龍平君	郡司 彰君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	小西 洋之君	小林 正夫君
吉田 博美君	若林 健太君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	櫻井 充君	芝 博一君
秋野 公造君	荒木 清寛君	柴田 巧君	榛葉賀津也君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	田城 郁君	田中 直紀君
河野 義博君	佐々木さやか君	津田弥太郎君	寺田 典城君
杉 久武君	竹谷とし子君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
谷合 正明君	長沢 広明君	長浜 博行君	難波 奨二君
新妻 秀規君	西田 実仁君	西村まさみ君	野田 国義君
浜田 昌良君	平木 大作君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
矢倉 克夫君	山口那津男君	浜野 喜史君	林 久美子君
山本 香苗君	山本 博司君	広田 一君	福山 哲郎君
横山 信一君	若松 謙維君	藤末 健三君	藤田 幸久君
東 徹君	江口 克彦君	藤本 祐司君	真山 勇一君
片山虎之助君	儀間 光男君	前川 清成君	前田 武志君
清水 貴之君	藤巻 健史君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
室井 邦彦君	中野 正志君	水岡 俊一君	水野 賢一君
中山 恭子君	浜田 和幸君	森本 眞治君	安井美沙子君
和田 政宗君	薬師寺みちよ君	柳澤 光美君	柳田 稔君
渡辺美知太郎君	荒井 広幸君	吉川 沙織君	蓮 舫君
平野 達男君	行田 邦子君	井上 哲士君	市田 忠義君
松沢 成文君	脇 雅史君	紙 智子君	吉良よし子君

反对者氏名

足立 信也君	相原久美子君	八四名
有田 芳生君	石上 俊雄君	
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	
江崎 孝君	江田 五月君	
小川 勝也君	小川 敏夫君	
小野 次郎君	尾立 源幸君	
大久保 勉君	大島九州男君	
大塚 耕平君	大野 元裕君	
加藤 敏幸君	風間 直樹君	
金子 洋一君	神本美恵子君	

川田 龍平君	郡司 彰君	森本 眞治君
小西 洋之君	小林 正夫君	磯崎 哲史君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	石上 俊雄君
櫻井 充君	芝 博一君	村上 俊雄君
柴田 巧君	榛葉賀津也君	真山 勇一君
田城 郁君	田中 直紀君	前田 武志君
津田弥太郎君	寺田 典城君	増子 輝彦君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	水野 賢一君
長浜 博行君	難波 奨二君	安井美沙子君
西村まさみ君	野田 国義君	柳田 稔君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	蓮 舫君
浜野 喜史君	林 久美子君	市田 忠義君
広田 一君	福山 哲郎君	吉良よし子君
藤末 健三君	藤田 幸久君	小池 晃君
藤本 祐司君	真山 勇一君	辰巳孝太郎君
前川 清成君	前田 武志君	山下 芳生君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	松田 公太君
水岡 俊一君	水野 賢一君	山田 太郎君
森本 眞治君	安井美沙子君	又市 征治君
柳澤 光美君	柳田 稔君	主濱 了君
吉川 沙織君	蓮 舫君	山本 太郎君
井上 哲士君	市田 忠義君	奥石 東君
紙 智子君	吉良よし子君	
倉林 明子君	小池 晃君	
田村 智子君	辰巳孝太郎君	
仁比 聡平君	山下 芳生君	
アノ下才猪木君	松田 公太君	
山口 和之君	山田 太郎君	
福島みずほ君	又市 征治君	
吉田 忠智君	主濱 了君	
谷 亮子君	山本 太郎君	
糸数 慶子君	奥石 東君	

〔参照〕
三月三十日議長において、左のとおり議席を變更した。

一〇七	森本 眞治君
一五四	磯崎 哲史君
一五五	石上 俊雄君
一五六	真山 勇一君
一六九	柴田 巧君
一七〇	田城 郁君
一七二	難波 奨二君
一七三	江崎 孝君
一七四	有田 芳生君
一七五	寺田 典城君
一七六	金子 洋一君
一七八	川田 龍平君
一八〇	小野 次郎君
一八一	広田 一君
一八二	藤末 健三君
一八三	尾立 源幸君
一八四	前川 清成君
一八五	大久保 勉君
一八六	白 眞勲君
二〇六	
二二二	
二二二	牧山ひろえ君
二二三	大島九州男君
二二四	林 久美子君
二二五	蓮 舫君
二三〇	那谷屋正義君
二三一	足立 信也君
二三二	藤本 祐司君
二三四	水岡 俊一君
二三五	津田弥太郎君
	芝 博一君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三三六円 三〇円